

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態（法172条関係）（全部局）

県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

県は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等における「ゲリラや特殊部隊による攻撃」等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達（全部局）

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

山口県国民保護対策本部条例等の関係条例、要綱、要領や関係通知の他、関係機関の連絡先一覧、避難施設等の一覧等、本文に関連して必要な資料を順次整備し、掲載することとする。